

第 1 回 指宿市魅力ある観光地づくりの財源検討委員会

開催年月日：令和 6 年 7 月 8 日（月）

開催時間：午後 1 時 15 分～午後 2 時 45 分

開催場所：ふれあいプラザなのはな館会議室 1・2

■委員

所属	役職	氏名	備考
鹿児島大学法文学部	教授	石塚 孔信	会長
指宿観光受入代表者会議	幹事	湯通堂 温	副会長
一般社団法人日本旅行業協会 (株式会社 J T B 鹿児島支店)	会員 (支店長)	山田 聡	
指宿温泉旅館事業協同組合	理事長	有村 純頼	
指宿中央旅館組合	会長	上川路 茂	
公益社団法人 指宿市観光協会	会長	中村 勝信	
指宿商工会議所	会頭	南 荒生	
指宿市	副市長	黒永 英樹	
菜の花商工会	会長	七夕 利久	欠席

■事務局

指宿市

【議事概要】

1 開会

2 委嘱状交付

代表して石塚委員へ指宿市長より委嘱状を交付する。

3 市長あいさつ

【市長】

本日は新しい財源を考えるための検討委員会を始めさせていただくことになりました。9 名の方に委嘱をさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

私も市長に就任して 3 年目になりますが、今後長い目で見た地域のまちづくりや将来性というものを考えたときに、着実に物事を進めていくためにはそれなりの財源や資金を、市自らの力で準備していく必要があるということをつくづく感じているところです。ちょうどこの 1 年の間に様々な方に御意見を伺ったり、情報共有を図りながら、九州管内で実際に導入や検討を行ってきた市長とも意見交換をさせていただき、また、職員へも情報収集や各市の状況を勉強するように指示してきました。

しかし、いずれにしてもこうした問題というのは、市役所も含めて地域の方々の納得・了解の上で進めていくのが大切であると私自身は理解をしているところです。

そもそも町をつくっていくときの主役というのは、もちろん役所ではなくて、町の方々が主役でありますから、そういう方々に十分な議論をしていただいた上で、様々な検討をしていくのが一番良いのではないかと思います。

委員の皆様には指宿の経済を代表する方、直接的に観光に関わりのある方、学識経験者、あるいは広い意味で様々な知恵を持っている方などに参加していただきました。皆様には後程、具体的に諮問をしたいと思っておりますが、どのような形が一番望ましいのか、指宿にとってのやり方というものについて、皆様で検討していただいた結果をもとに、今後の方向性が決まっていくということになりますので、前向きに検討いただき、良い答えを出していただければと切に期待をしているところです。

本日はよろしくお願いいたします。

4 委員及び事務局の紹介

5 会長・副会長選任

【事務局】

続きまして、会長、副会長の選任についてでございます。

資料でもお配りしています「指宿市魅力ある観光地づくりの財源検討委員会設置要綱」第5条において、「委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。」とありますが、いかがいたしましょうか。

【委員】

事務局に一任します。

【事務局】

ただいま、事務局一任との声がありましたが、そのようにさせていただいてよろしいでしょうか。

(他委員、異議なし)

【事務局】

それでは、事務局から提案させていただきます。会長には、これまでも長年、本市のまちづくりの羅針盤である総合振興計画審議会の会長を務められ、本市の政策に精通されている鹿児島大学法文学部教授 石塚 孔信様を、副会長には指宿観光受入代表者会議 幹事 湯通堂 温様をお願いしたいと考えております。

【事務局】

ただいま提案がありましたが、御異議ありませんでしょうか。

(各委員，異議なし)

【事務局】

それでは，会長に石塚委員，副会長に湯通堂委員となりました。
どうぞよろしくお願いいたします。

6 諮問

【事務局】

続きまして，「6 諮問」です。市長から「魅力ある観光地づくりの財源検討委員会」への諮問を行います。

下記項目について，打越市長から石塚会長へ諮問書を手渡す。

(諮問内容)

1. 魅力ある観光地づくりの財源の導入の是非について
2. 魅力ある観光地づくりの財源の導入に係る課題について
3. 魅力ある観光地づくりの財源の導入の方法について

【事務局】

市長は，ここで退席となります。

議長につきましては，当検討委員会設置要綱に基づきまして，会長が会議の議長となるとありますので，石塚会長に議長席に御移動していただき，議長をお願いしたいと思います。石塚会長，よろしくお願いいたします。

7 議事

(1) 魅力ある観光地づくりの財源検討について

【会長】

議事に入らせていただくその前に，会議の公開・公表についてですが，本会は，原則として公開して開催し，また，会議録についても公開しますのでよろしくお願いいたします。そのためにも，発言については，御指名いたしますので，その後に発言をしていただくようお願いいたします。特に問題がなければ，その様にしたいと考えておりますが，よろしいでしょうか。

(各委員，同意の声あり)

【会長】

ありがとうございます。それでは，議事に入らせていただきます。「(1) 魅力ある観光地づくりの財源検討について」の説明を事務局からお願いします。

【事務局】

資料 1，資料 2 について説明。

【会長】

ただいま事務局から説明がございましたが、人数が多くありませんので全ての委員に御意見をお聞きしたいと思います。

【委員】

財源を確保する前提で意見を言わせてもらおうと、幾つかの観光行動のパターンがありますが、このエリアに入って来たから何かお客様から頂戴するといったやり方では、なかなか難しいのかなと思ってまして、やはり御案内する我々としても分かりやすい、例えば泊まったりする行為にかかりますよというやり方の方が分かりやすいのかなと思います。長崎市は宿泊税が導入されていて、こういうことに使っていますということがホテルの案内にも載っていて、こう使われたということがはっきりしてると、お客様の理解が得られやすいと思いますので、そういった形で検討したら良いかなと思っています。

【委員】

入湯税については温泉があるということでお客様には納得いただけると思います。また、砂むしもありますので、それらを踏まえると入湯税というのは妥当であると思いますが、指宿市の場合は、この温泉の泉質から配管の腐食などがあり、これをやり直すという問題がある以上、入湯税の増額も検討する必要性があるのではないかと予測されます。

それから宿泊税については、観光について使えるということですので、これについて必要性はあるものの、事例として、他自治体が温泉地として導入しているところがあまりないような気がします。長崎とか北九州とか、大都市のところは導入していますが、温泉地で宿泊税を導入するとなると、お客様を納得させる説明が必要ではないかという気がします。宮島で導入されている訪問税は船で行かないといけないと確実に分かるので、税を徴収する説明ができますが、指宿の場合はなぜ宿泊税が発生するのかと言ったときに、はっきりとお答えができる内容でないと、お客様に説明がしにくいのではないかと思います。

【委員】

今日は入り口の部分で説明を受けて、導入の可否というのが一番のポイントだと思っていて、どうにかしてその可能性を探っていこうという意味合いだと理解しています。委員がおっしゃられたように、温泉地として入湯税があつて、都市部では宿泊税があるということですが、指宿では入湯税が既にあります。それは、ほぼ観光に資するものというよりは、一般財源に組み込まれている現状の部分と、新たに導入するならば、それを何の目的のためにどう使われるのかというのは、やはりいただくお客様に明示する必要があるのかなと思います。そういった意味合いでは、入湯税は既に導入されていて徴収はしやすいかもしれませんが、単に入湯税の値上げとしてしまうと、目的や使われ方など、説明が

しづらいところがあります。

であるならば、宿泊税という言い方がどうかというところではありますが、詳細な説明がなくてもしっかりと目的があるならば、宿泊税の方が分かりやすいのかなという気がします。税率が定額なのか、宿泊料金によるのか、それともパーセンテージが良いのかというのはありますが、どれが良いかというのは今の時点では分かりません。都市部では宿泊税が多いですが、例えば北海道の阿寒湖温泉では温泉地として入湯税に超過課税を導入していると聞いています。

後は、例えば150円の入湯税を50円上乗せして、その50円だけ完全に観光に使うことができるのかということも含めて、私個人としては、ネーミングは別として入湯税と宿泊税は分けたほうが良いと思います。

ただし、宿泊施設が徴収するのが望ましいし、ハードルが低いということであれば、それも仕方ないのではないかと、そのように思っています。

【委員】

お客様の中には、温泉があるけれどもシャワーしか利用しませんという方もいらっしゃいます。そういったことを考えると、入湯税と宿泊税を合算して、ネーミングを変えて、一本化すればお客様にも説明しやすいのかなと思います。

別々であると、初めに料金を支払い、入湯税が〇〇円かかります、その後に宿泊税が〇〇円かかりますとなれば、お客様からしてみれば、二重に払うのかと錯覚させる印象を与えてしまうのではないかと思います。

そうであるなら、ネーミングを変えて導入したとすれば、どういったものに使われて、今年はこんなところが良くなりましたと言える。また、来年はここら辺が良くなりますと、リピーターが増えていけば良いのかなと思います。

来年だったと思いますが、熱海市が宿泊税を導入すると聞いたのですが、そういった温泉地でも導入しているところがあるのでしょうか。

【事務局】

既に宿泊税が導入されている北海道倶知安町でも入湯税が課税されておりますし、福岡市でも宿泊税を導入するにあたり、入湯税の見直しを行った経緯があります。既存の9自治体の中でも入湯税と宿泊税を課税してるところがあります。

【委員】

熱海市も指宿と同じく温泉地ですので、参考になるのかなと思います。

【委員】

消去法という考え方では、宿泊税か入湯税かということになると思います。

一方で、これらは行政コストが比較的にかからないと説明にありましたが、これはあくまで行政のコストですよね。宿泊税や入湯税となれば、代行して徴収するのは宿泊業の皆様になります。代行で徴収するというのは、目に見えない人件費や各種経費、様々なコスト

が発生すると思います。宿泊業者の考えを尊重しながら、プラスでそういうコストがかかるという前提で行政の方には考えていただきたい。

【委員】

商売人の立場からすると、物を売って、1番大変なのは集金です。お金を頂くときというのは、自分たちの行為に対してお客様がそれなりの対価を支払うということですから、その時にお客様が満足感を感じていたり、あるいは逆にクレームを言われたりというようなことがあります。先程、委員が言いましたように、仮に宿泊税を導入するとなれば、1番大変なのは宿泊業者です。ですから、どういうふうにお客様を納得させるかということ、使い道ですとか、しっかりとお客様に説明ができるような手段などあれば、宿泊業者の方々もお客様も納得するのではないかと思います。

一方で視点を変えて言わせていただくと、先ほど指宿市の歳入について説明がありましたが、指宿市の財政が厳しいというのは重々承知してますが、全国でも後ろの方が近いというような状況であるとお聞きしました。それぐらい大変だということが分かりましたので、指宿は観光の町でもあるので、何とか自主財源を確保して、観光のために投資し、有効に使っていければ、宿泊税を徴収した価値もあったとなると思います。宿泊税は取られたけれども、あまりお客様に価値が伝わらなければ、元も子もなくなるという可能性もあります。1番大事なのは、宿泊税を徴収した後の使い道ですので、ここをしっかりと、行政も、また我々民間も様々な知恵を出して、こうしてほしいというような意見を行政側に出して、行政もそれを有効に使っていただくということが非常に大事なことと思います。

【委員】

今皆様方から出された意見と重なる部分も多いですが、やはり基本的には事務局からの説明でもあったように、観光地づくりが単発で終わるものではないということや財源収入が見通せないとか、毎年それが変動していくのは好ましくないのではないかと思います。長期的な考えの上に、観光地づくりとしての投資をするという観点に立てば、安定性や継続性なども、自ずと整っていくのだろうというふうに考えています。

それから観光客の方々やビジネス客の方々は、道路工事などのインフラ整備、あるいは公共トイレや水道、防犯などの目に見えないものもあるかもしれませんが、こういったものの便益というものを享受しているということも当然あるだろうというふうに思っています。それは、現在であれば、基本的には今住んでいらっしゃる市民の負担によって賄われている部分があるので、やはり観光客やビジネス客の方々にも一定程度、負担していただくというのは当然あって良いのではないかと考えています。

皆様方から出ていますが、やはりどういったことに使っていくのか、特に観光客やビジネス客なども含めて、そういった方々が負担したことがこういう形になって、指宿が良くなってきたということが目に見えて、そして実感できるような使い道になっていく視点も1つはあると感じたところです。

ネーミングは別にして、宿泊税なのか、現行の法定税である入湯税なのか、これについては引き続き、議論が必要だと思います。入湯税は地方税法の中に観光以外の使い道でも使用することができるとありますので、例えば消防関係や衛生関係にも、そんなに大きくありませんが、今でも充当しています。

そういったところへの使い道ということもありますので、自分たちの負担した分がどのように使われているのか、お客様がそれについてどう受け止めるかということが1つの議論の材料になると考えています。

【会長】

それぞれの立場の方から御意見をお聞きしましたが、基本的には財源を導入することに関しては異論はなかったかと思います。それをどういう形でやるかという点、現行も導入している入湯税なのか、ネーミングは検討する必要があると思いますが宿泊税のようなものを導入していくのかということになっていくかと思いますが、温泉で観光地となっている他の地域がどのような状況になっているのか、どういう形で導入しているのかという情報も含めて、これを次回以降に議論していくことにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(各委員、異論なし)

【事務局】

今後の進め方についてですが、本日の議論を踏まえまして、今後の資料は作成していきたいと思います。

また、魅力ある観光地づくりの重要性、財源確保の必要性について、観光ビジョンをベースに観光の視点で説明をさせていただいて、先ほど議論いただいた宿泊税の細部に渡って御審議いただくように考えています。

【委員】

今後検討していくということで行政の方にも一言申し上げたいのですが、新たにそういった財源を徴収ということは宿泊業者の方にはマイナス要因になり、集客が若干悪くなるかもしれないというのが危惧されます。私が申し上げたいのは、ぜひプラスの要因を作ってほしいということです。具体的に言うと、観光振興の誘客セールスに使ってほしいと考えています。入湯税の使い道に関してもこういった会議が年に1回ありますが、観光施策に使える観光振興基金について、ここ2、3年は、新たな観光施策にほとんど使っておらず、観光振興基金に貯めている。観光施策に使える観光振興基金を誘客にどんどん使って、観光客を増やしてほしいと思います。この観光業というのは、投資をしたらリターンがありますので、あまりため込むのではなく、入湯税も含めて、使ってほしいと思っています。

行政の方にもぜひ理解していただき、プラス要因になるような使い道を考えてください。

【会長】

例えば宿泊税を導入するに当たって、メリット・デメリットがありますが、確かにデメリットとして考えるのであれば、売上げが落ちてしまうのではないかと危惧されるのが想像されます。しかし、メリットがあれば、短期的なコストの上でも納得していただけるかなと思いますので、また今後議論していただければと思います。

次回以降は先程も言いましたように、宿泊税についてももう少し深く議論していくこととしたいと思います。議事は以上になります。

8 その他

【事務局】

会長におかれましてはスムーズな議事進行ありがとうございました。また、皆様におかれても長時間にわたりありがとうございました。

最後に、「会次第8. その他」でございますが、皆様から何かございませんでしょうか。

(各委員、特になし)

【事務局】

それでは、観光課からお知らせがありますので、お時間をもう少しいただければと思います。

【事務局】

観光課から少しお知らせをいたします。今、お配りしました資料でございますが、宿泊事業者向けのアンケートを実施したいと考えております。

対象になるのは鹿児島県に登録してあります71の事業者でございます。この方々に、資料下の設問内容、宿泊施設についての概要や宿泊税を導入した場合の影響、さらには導入した場合のレジシステムの改修費用、税額、税率、免税点、課税免除、先程もお話しにありました宿泊税の使い道についての10問程度のアンケートを実施させていただきたいと考えております。この内容でよろしければ、早速、明日、発送の準備に入りまして、7月31日をもって回収したいと思います。

アンケートの結果につきましては、第2回に早ければ速報値を、取りまとめについては第3回あたりで皆さんにお知らせできればと考えております。以上でございます。

【事務局】

只今、観光課から説明がありましたが、何か皆様から御意見等はございませんでしょうか。

(各委員、特になし)

【事務局】

それでは特に御意見等ございませんので、説明があったとおりの進めさせていただきます。他に何かございませんでしょうか。

【委員】

お伺いしたいことがあります。次の会議で結構なのですが、宿泊税というのを私たちが承認したという前提ではなく、指宿市として宿泊税を徴収するに当たって、どういう計画を、どういうものに使うのかということをお示しいただきたい。全てが観光に充当される訳ではないでしょうから、この辺についてはある程度、概略こういった形で使えるということもお示しいただいた方が良いのではないかと思います。

【事務局】

本日は、財源について広く勉強をしていただいて、ターゲットになるものが宿泊税ということでありました。今後については青い紙の資料にスケジュールとしてお配りをしてありますが、今日を含めて検討委員会を5回予定しております。

今後は、使途の部分も含めて深掘りをして行き、その上で導入の是非というところを御判断していただき、答申をいただければというふうに思っているところでございます。

【委員】

宿泊税を導入した場合の影響についてアンケートの質問にあるが、これは、これから、もし宿泊税を導入したら、どういうふうに考えますかということですよ。

【事務局】

いろいろと御心配事もあるかと思われますので、他市の状況等も含めてそのような点も含めて調査しまして、影響であったり、使途のようなことも含めて、深掘りしていただければというふうに思っているところです。

【委員】

先程、申し上げれば良かったが、福岡の例を見ると、福岡県と福岡市の両方が宿泊税を課している様に見受けられたのですが、仮に鹿児島県の方が宿泊税を県で導入するといった場合に、市としてはどういうふうに先駆けて市だけでやるのか。県の方に合わせるように、他の市町村と同様に、県全体でというようなお考えなのか、今の時点で、素案とか考えがあれば御教示いただきたいと思います。

【事務局】

今、委員からありましたように福岡県と福岡市、北九州市は県も市も、宿泊税が課税されてる状況になっております。

また、今回、財源を検討するに当たりまして、鹿児島県、総務省へは、宿泊税を含めた財源の検討を行っていくことについて報告をしております。その際に、鹿児島県の方から

は、今、県で導入する云々ということは聞いていないところでございます。

県からは、宿泊税の導入ということを聞いておりませんので、県が導入しないという前提で議論を進めさせていただければというふうに考えております。

今後、県の動き等ありましたら、皆様とも情報を共有しながら、議論を進めさせていただきたいと考えております。

【事務局】

他にございませんでしょうか。

(各委員、特になし)

【事務局】

それでは次回の開催日について御連絡いたします。次回は8月8日木曜日午後1時半から開催したいと考えております。なお、場所につきましては、後日文書でお知らせをいたしますので、まずは日程の確保をよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして本日の検討委員会を閉会させていただきます。